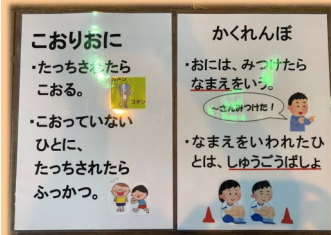


「共に学び、共に育つ」特別支援教育の推進

岩手県では、「つなぐ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～」、「いかす～各校種における指導・支援の充実～」、「支える～教育環境の充実・県民理解の促進～」をキーワードに、「いわて特別支援教育推進プラン」(2019～2023)を策定しています。この理念に基づき、県南教育事務所では、「支援を必要とする児童生徒一人一人に対する教育的ニーズにきめ細かく応える支援体制を整備し、個々の力を伸ばしていく」ことを目標として、教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実のための研修等の事業を実施しています。その一環として行われた特別支援教育ステップアップ研修Ⅰの様子を紹介します。



特別支援教育ステップアップ研修Ⅰ (R2.6.8 東山地域交流センター)

今年度、初めて特別支援教育担当になった先生方を対象とした研修でしたが、担当経験のある先生方の受講希望者も含め、計40名が参加しました。

一関市立一関小学校の指導教諭 高橋 由紀子 先生が行った自立活動の授業をVTRで視聴し、特別支援教育エリアコーディネーターによる授業のポイントの解説や協議をとおして、個々の子どもが自立を目指して学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促すための授業づくりについて理解を深めました。

また、特別支援教育エリアコーディネーターによる講義から、特別支援教育担当として必要な基本的事項について学びました。



「個々の教育的ニーズに応じた特別の教育課程に基づく指導・支援について」

(佐々木 祐子 特別支援教育エリアコーディネーター)

- ・特別の教育課程の編成に当たっては、基本的に児童生徒の障がいの種類や程度、学級の実態に応じて編成をしていくこと。その際、児童生徒の知的障がいの有無や学校卒業後の生き方・あり方にもつながる進路を見据えた編成が必要であること。
- ・小・中・高等学校の各教科の新学習指導要領の解説には、障がいによる特別な教育的支援・配慮の具体例が示されており、校内での支援を考える手立て・ヒントとなりうる。

参加者の感想から

- ・支援者の関わり方や視覚的な支援、自立活動のねらいを個々に達成するための授業づくりを意識して自身の実践にも生かしていきたい。
- ・児童生徒の実態把握、興味関心に基づいた単元設定、何のためにこの活動を行うのか、満足感の得られる十分な活動、発達や障がいの状態に対応した授業を十分に考慮して取り組んでいかなければならないことがよく分かった。
- ・将来、人とのつながりの中で生きていくために、今どういう力を身に付けさせなければならないのかを、教員は愛情をもって子どもと向き合わなければならないと強く思いました。
- ・子どもの将来に向けて、本人や保護者に必要な情報を伝えていけるように学んでいきたい。

障がいによる特別な教育的支援・配慮の具体例～学習指導要領解説(平成29年7月)から～

学習の過程で考えられる

【困難さの状態】に対する

【指導上の工夫の意図】+【手立て】

各教科の学習指導要領解説(H29告示)には、「障害のある児童(生徒)への配慮についての事項」が例示されています。この意図は、特別な教育的支援・配慮は、通常の学級においても全ての教職員が理解して実施していくことにあります。ここには「自閉症(ADHD)だから、こういう指導を」という障がい種別ではなく、【困難さの状態】にどう支援するかという視点(左上図)で示されています。全ての教科において、その子によって「どんな方法ならできるのか」を探るヒントとして活用でき、他教科・他校種を見るのも参考になります。困難さがあることに気付いた時や、どこから支援をすればよいのか迷った時には、ぜひ解説をご活用ください。

国語における配慮例

声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱えている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用したりして発表するなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

保健体育における配慮例

リズムやタイミングに合わせて動くことや複雑な動きをすること、ボールや用具の操作等が難しい場合には、動きを理解したり、自ら積極的に動いたりすることができるよう、動きを視覚的又は言語情報に変更したり簡素化したりして提示する、動かす体の部位を意識させる、操作が易しい用具の使用や用具の大きさを工夫したりするなどの配慮をする。

技術・家庭における配慮例

家庭分野では、「B衣食住の生活」の(3)及び(5)において、調理や製作等の実習を行う際、学習活動の見通しをもったり、安全に用具等を使用したりすることが難しい場合には、個に応じて段階的に手順を写真やイラストで提示することや、安全への配慮を徹底するために、実習中の約束事を決め、随時生徒が視覚的に確認できるようにすることなどが考えられる。

特別なニーズをもつ児童生徒の「特別の教育課程」の編成

新学習指導要領では、小・中学校の総則の部分に、特別支援学級や通級による指導に関する「特別の教育課程」の基本的な考え方が示されました。総則に示されたことで、全ての教職員が特別支援学級の教育課程の枠組みを理解して、特別支援教育の理解を深めるといったことが期待されています。ここでは、その編成についての基本的な考え方をみていきます。

①編成と運営の主体

- ・学校の長たる校長が責任者となって編成する
- ・編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない

(学習指導要領解説 総則編 H29.7)

特別支援学級は、小学校・中学校にある学級の1つですので、これを適切に運営していくためには、通常の学級と同様、**全ての教職員の理解と協力が必要です。**



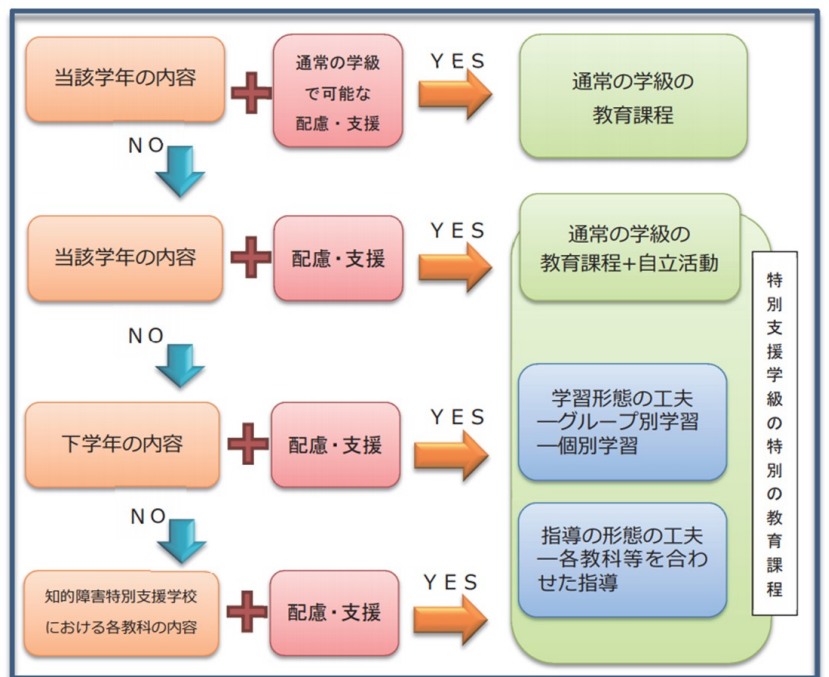
②編成の考え方

特別支援学級の教育課程は、小・中学校学習指導要領を原則とし、通常の学級と同様、各校の学校教育目標を踏まえて編成します。

しかし、対象となる児童生徒の障がいの種類、程度等によっては、そのまま適用することが適切ではない場合もあります。

そのため、児童生徒の実態や、本人・保護者の願いに基づき、目標やねらいを設定し、学習内容を考えます。

児童生徒の可能性を最大限伸ばし、**可能な限り自立し、社会参加するための教育課程**を編成することが大切です。



「小学校・中学校管理職のための

特別支援学級の教育課程編成ガイドブック～試案～」より

(国立特別支援教育総合研究所 2016)

③大切にしたい視点等

特別の教育課程で実施するということは…

- ・対象児童生徒がどんな学習を積み重ねてきていて、今年度はどのような課題があるのか
- ・次年度にはどのような学習を行っていくとよいのか

⇒ **対象児童生徒の中での系統性が必要** 【これまでとこれからの学びをつなぐ】

⇒ **個別の指導計画と個別の教育支援計画はなくてはならないもの**



私たちは1人1人の将来に向けて「つなぐ」という重要な役割を担っていることを意識しておく必要があります。適切な教育課程の編成と実施をお願いします。

